

**全国信用組合中央協会
新型コロナウイルス感染症
対策ガイドライン**

**令和2年5月15日制定
令和4年12月21日改訂**



一般社団法人
全国信用組合中央協会

1. はじめに

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「政府の基本的対処方針¹」という。）等を踏まえ当協会会員信用組合が、店舗・センター・本部等において、お客さまおよび役職員等の感染防止に努めつつ業務を継続するための考え方・例示等を取りまとめたものである。

本ガイドライン制定にあたり、信用組合は地域密着型の協同組織金融機関として、地域社会における特に重要な以下の業務の継続体制を構築し、必要に応じ、感染拡大の動向やこれを踏まえた政府の基本的対処方針の改訂等により、見直しを行うものとする。

- 現金供給（預金等の払い戻し）
- 資金の決済（振り込み、送金（外国送金等を含む）、口座振替、手形、小切手の取立）
- 税公金の取扱い
- 資金の融通
- 証券の決済（有価証券の振替決済）
- 金融事業者間取引（資金繰り）

加えて、以下のとおり、新型コロナウイルスによる影響を受けたお客さまへの迅速、適切かつ柔軟な対応が求められる。

- 新型コロナウイルス感染症により影響を受けた事業者の資金繰りに重大な支障が生じることがないよう、以下の事項に取り組むとともに、現場の営業担当者等を含めた信用組合全体に周知する。また、かかる事業者から不需要に多大な書類等を徴求することがないよう配慮する。
 - 事業者の業況や当面の資金繰り等について、丁寧かつ親身になって経営相談に乗るとともに、きめ細かく実態を把握する。
 - 既往債務について、事業者の状況を丁寧にフォローアップしつつ、元本・金利を含めた返済猶予等の条件変更について、迅速かつ柔軟に対応する。
 - 新規融資について、政府系金融機関や信用保証協会によるセーフティネット貸付や、セーフティネット保証等の活用など、事業者のニーズに迅速かつ適切に対応する。また、各信用組合が設置している緊急融資制度等を積極的に実施する（担保・保証徴求の弾力化を含む）。

¹ 内閣官房「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」
(https://corona.go.jp/news/news_20200411_53.html)

- 個人信用情報の取扱いについて、新型コロナウイルス感染症により影響を受けたお客様が不利益を被ることのないよう十分留意する。

そのうえで、業務運営に当たっては、法令等および政府や都道府県の要請等に従って感染拡大防止に最大限努めると同時に、お客様および役職員等の健康と人命保護を最優先とし、お客様に必要なサービスの提供を可能な限り維持・継続できるよう、本ガイドラインの主旨を踏まえた対応を真摯に行うことが求められる。

※本ガイドラインの内容は、感染拡大の動向や専門家の知見、これを踏まえた政府の基本的対処方針の改訂等を踏まえ、適宜、必要な見直しを行うものとする。

※感染拡大期においては、改めて自組合の感染防止等の対応を確認・徹底いただきたい。

2. 新型コロナウイルス感染症対策の基本的な考え方

信用組合はお客さま・役職員等の健康・人命保護を最優先とすることを大前提とし、そのうえで、信用組合が提供する業務が社会機能の維持に不可欠な金融インフラであることを自覚し、必要なサービスを可能な限り継続して提供していくことが求められている²。

各信用組合は、営業エリアがそれぞれ異なるため、感染対策についても地域ごとの感染状況等の違いにより、各信用組合が適時適切かつ柔軟に対応することが必要となる。

したがって、感染対策を講じる際には、政府の基本的対処方針や内閣官房「基本的対処方針に基づく対応³」、や、次に例示する事項も参考に、新型コロナウイルス感染症に関する産業医等の意見・助言等も踏まえつつ、各信用組合の事情や必要性等に応じた感染対策を検討するものとし、最終的な感染対策およびその実施については各信用組合の判断に委ねられるものとする。

なお、政府の基本的対処方針等に変更等があった場合には、感染対策についても各信用組合の判断にもとづき適時適切に見直すものとする。

(1) 新型コロナウイルス感染症対策の体制構築

○ 感染症対策の体制構築

- 経営トップが率先し、感染拡大時の業務継続方法（代替要員、業務の優先順位、輪番制、リモート対応など）、感染対策・感染防止策の実行等に係る基本方針や意思決定方法等の整備・構築。

○ 情報収集や情報共有の体制構築

- 感染拡大の状況、政府等公的機関の発信情報、医療・感染症等の専門家の知識・助言等の収集。
- 役職員等および同居する家族等の罹患状況の把握ならびに役職員等に対する感染防止策の徹底、罹患者発生時の行動や業務運営方針の徹底。

² 政府の基本的対処方針において、金融機関は国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う「緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者」と位置づけられており、「三つの密（密閉、密集、密接）」を避けるために必要な施策を含め、十分な感染防止策を講じつつ、事業の特性を踏まえ、業務を継続することが求められている。

³ 内閣官房「基本的対処方針に基づく対応」
(<https://corona.go.jp/emergency/>)

(2) 役職員等に対する感染防止の啓発等

- 内閣官房「基本的対処方針に基づく対応」における「感染防止策について（別紙1）」、「感染リスクが高まる『5つの場面』」（別紙2）等を周知。
- 公共交通機関や公共施設を利用する際や職場において、正しいマスクの着用⁴、咳エチケットの励行、エレベーター内など密閉空間での会話禁止などを徹底。
- 新型コロナウイルス感染症から回復した役職員等やその関係者が、職場内で差別されることがないよう、役職員等に周知啓発し、円滑な職場復帰のための十分な配慮。
- ワクチン接種については、厚生労働省ウェブサイト「新型コロナワクチンについて⁵」等を参照。

(3) 役職員等や同居する家族等の健康確保

- 役職員等に対して、新型コロナウイルス感染症への予防意識を高め、出勤前に、体温や新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる症状の有無の確認を徹底。
- 新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる場合、検査や受診を奨励⁶。⁷。

⁴ 十分なマスク着用の効果を得るために隙間がないようにすることが重要であり、感染リスクに応じた適切なマスクの着用を行う（品質の確かな、できれば不織布を着用することが望ましいとされている）。また、病気や障害等でマスク着用が困難な場合には、個別の事情に鑑み、差別等が生じないよう十分配慮する。

適切な手洗いの方法やマスクの着用方法等については、内閣官房「感染拡大防止に向けた取組」を参照。（<https://corona.go.jp/proposal/>）

⁵ 厚生労働省「新型コロナワクチンについて」

（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_00184.html）

⁶ 令和4年8月24日付の厚生労働省事務連絡では重症化リスクのある者以外について、「症状が軽い又は無症状の方について、自らが検査した結果を行政が設置し医師を配置する健康フォローアップセンター等に連絡し、医療機関の受診を待つことなく健康観察を受けることが可能であるため、外来のひつ迫を回避できるよう、積極的に導入・活用すること」とされている。

厚生労働省「オミクロン株のBA.5系統への置き換わりを見据えた感染拡大に対応するための医療機関・保健所の負担軽減等について」

（<https://www.mhlw.go.jp/content/000980108.pdf>）

⁷ 厚生労働省「新型コロナウイルスに関する相談・医療の情報や受信・相談センターの連絡先。（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/covid19-kikokusyasessyokusya.html）

(4) 感染防止策の徹底

- 店舗におけるサービスの内容やセンター・本部等における業務の内容等に応じて想定される感染経路について、お客さまおよび役職員等の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、リスクに応じた対策を検討。
- 具体的な感染防止策の例
 - こまめな手洗い・マスク着用・咳エチケット、役職員同士の距離確保・パーテーションの設置、入口および施設内へのアルコール等手指消毒液の設置・使用の徹底、職場の換気・清掃・消毒など一般的な感染防止策の実施。
 - 感染拡大期においては、大声を控えることや、職場でマスクを着用している場合であっても、会話を短く切り上げる等の対応が望ましい旨を周知。
 - 休憩室、更衣室、車輌内部等の狭い空間での密集を極力回避する。密集が回避できない場合はその空間の容量等に応じ、人数を制限する、動線を分ける、マスクの常時着用、換気、対人距離の確保といった対策を徹底する。
 - 換気については、政府が推奨する以下の対応⁸および「効果的な換気のポイント（別紙3）」も参考に、店舗等の事情に応じて、可能な範囲で取り組む。
 - ・機械換気による常時換気または窓開け換気により必要な換気量の確保に努める（室内環境の目安は温度18°C～28°C、相対湿度40%～70%が望ましい）。
 - ・換気に加え、CO₂測定装置の設置や、必要な換気量が確保できない場合は換気扇、扇風機、サーキュレーター、およびHEPAフィルタ式空気清浄機等を補助的に併用することも考えられる。
 - 時差出勤・ローテーション勤務・テレワーク・昼休みの時差取得等の積極的な推進。
 - 特に職場では、「5つの場面」のうち、「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室等）での感染リスクの高まりに注意することの周知。
 - ・飲食の場面において、食事中以外のマスク着用徹底、座席配置の工夫やアクリル板等パーテーション設置や人数制限や利用時間をずらす工夫等の対策の実施。

⁸ 内閣官房「感染拡大防止のための効果的な換気について」

(https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/taisakusuisin/bunkakai/dai17/kanki_teigen.pdf)

- 会議・講演会・イベント等を主催する際には、感染の広がり、会場の状況等を踏まえ、開催の必要性を検討。
 - ※ イベント（催物）の開催に際しては、内閣官房の新型コロナウイルス感染症対策の「イベントの開催制限」に関する最新の情報（制限や留意事項等）を確認し、感染の防止に努める。
- 「男女雇用機会均等法に基づく指針」に定める妊娠中の女性職員等への対応等、役職員等の健康状態等に応じた、適切な措置・配慮。

※職場における検査等を実施する場合は、以下の対応例も参考にすること。

- ・普段から、健康観察アプリなどを活用し、毎日の健康状態を把握する。
- ・出勤前に既に症状を自覚している場合には出勤せず、重症化リスクの高くない方においては自宅で療養することを基本とする。
- ・従業員が発熱など体調不良を訴えた場合等、必要に応じて、抗原定性検査キットを活用して検査を実施する（提携先の医療機関での対応等も含む）。
- ・職場における検査の留意点は以下のとおり⁹。
 - ① 検査を管理する従業員を定めて実施すること
 - ② 国が承認した検査キットを用いること
 - ③ 重症化リスクの高い方は、検査の実施によって受診が遅れることがないように留意すること

（5） 罹患者発生時等の対応

- 店舗・センター・本部等において役職員等が罹患した場合
 - 医療機関等、関係機関との迅速な連携と当該機関からの指示にもとづく適切な対応を行う。
 - 罹患者の行動範囲や最終出社日を踏まえ、必要に応じて罹患者の勤務場所を消毒する。
 - 特に、オミクロン株は、感染・伝播性が高く、潜伏期間と発症間隔が短いため、感染が急拡大し、それに伴い濃厚接触者¹⁰が急増すること

⁹ 具体的な手順等については、下記 URL を参照。

(<https://www.mhlw.go.jp/content/001003217.pdf>)

（2022年10月19日事務連絡「職場における検査等の実施手順（第3版）について」）

¹⁰ 濃厚接触者の待機期間においては、最新の政府の基本的対処方針等で確認すること。

なお、令和4年7月22日付の下記事務連絡により待機期間は5日間に変更されている。

厚生労働省「B.1.1.529系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について」（<https://www.mhlw.go.jp/content/000968056.pdf>）

から、店舗・センター・本部等で濃厚接触者とされた者の一律の行動制限の実施は、従業員の不足等に繋がる恐れがあり社会経済活動への影響が大きくなる恐れがある。オミクロン株が主流である中において、事業者等における感染拡大防止対策は、社会経済活動の維持との両立の視点でバランスをとることが求められていることから、以下の点に留意すること。

- ・店舗・センター・本部等で感染者と接触があつたことのみを理由として、出勤を含む外出を制限する必要がないこと。
- ・店舗・センター・本部等で感染者と発症2日前以降に接触があつた者は、接触のあつた最後の日から一定の期間（目安として7日間）はハイリスク者¹¹との接触やハイリスク施設¹²への訪問、不特定多数の者が集まる飲食や大規模イベントの参加等感染リスクの高い行動を控えるよう、周知すること。
- ・店舗・センター・本部等で感染者と発症2日前以降に接触があつた者のうち、会話の際にマスクを着用していないなど感染対策を行わずに飲食を共にしたもの等は、一定期間（例えば、5日間の待機に加えて自主的に検査など）の外出自粛を含めた感染拡大防止対策をとること。
- 従業員等が自宅等で療養を開始する際に、当該従業員等から、医療機関や保健所が発行する検査の結果を証明する書類を求めないこと。
やむを得ず証明を求める必要がある場合であっても、従業員等が自ら撮影した検査の結果を示す画像等や、自らMy HER-SYS¹³で取得した療養証明書等により、確認を行うこと。
- また、職場に復帰する際に、検査陰性の証明等の提出を求めないこと。
- さらなる感染拡大防止等の観点から必要な公表を行う。ただし、罹患者の人権に配慮し、個人名が特定されることは無いよう留意する。

(6) その他

○飛沫防止用のシートに係る火災予防上の留意事項

新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の観点から、窓口等に飛沫防止用のシートを設置する場合、シートの材質によっては、着火・燃焼しやすいものがあることから以下の点に留意する。

¹¹ ハイリスク者：高齢者や基礎疾患有する者など感染した場合に重症化リスクの高い方

¹² ハイリスク施設：ハイリスク者が多く入所・入院する高齢者・障害児者施設や医療機関

¹³ 厚生労働省ウェブサイト「新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）」（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00129.html）

- 火気使用設備・器具、白熱電球等の熱源となるものの近くには原則設置しない。ただし、これらの近くに設置することが感染予防対策上 必要な場合にあっては、燃えにくい素材（難燃性、不燃性、防炎製品等）を使用する。
- 同じ素材であれば、薄いフィルム状のものに比べて板状のものが防火上望ましい。
- 不明の点があれば、最寄りの消防署に相談する。

3. 店舗におけるお客さまおよび役職員等の感染防止

(1) 店舗運営の目的

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大が、各信用組合の業務継続に重大な影響を及ぼす状況においては、以下の事項のために店舗運営を行う。
 - ① お客さまの生活の維持と事業の継続に必要不可欠な金融サービスを継続して提供することにより、金融・社会インフラとしての責務を果たす
 - ② 感染拡大防止のために対面での取引を可能な限り少なくすることで、信用組合の店舗をお客さまおよび役職員等にとり安心・安全な場とし、生活に真に不可欠な業務を継続する
 - ③ 資金供給業務をはじめとする重要業務等に最大限注力するための体制を構築する

(2) 店舗運営における基本

- 感染拡大および金融崩壊を防ぐため、以下事項に留意すること。
 - ① バランスを欠いた業務削減を行わないこと
 - ② 店舗運営の考え方を共有しつつ、自組合をご利用のお客さまに対して責任をもって親身に対応すること

(3) 店舗内の「三つの密」の回避

- 感染拡大防止、金融機関店舗の安心・安全の確保の基本的な考え方は以下のとおり（感染症の専門家による医学的見解）。
 - 飛沫感染予防の観点でマスクを着用することが必要
 - 仕切りがなく長時間対面する場合には、他者とできるだけ 2 メートル以上（最低 1 メートル）の間隔を保つことが望ましい（いわゆる「ソーシャルディスタンス」の考え方）
- 店頭における「三つの密（密閉、密集、密接）」の発生を回避するため、各信用組合の店舗の状況を勘案しつつ、お客さまが他者と十分な間隔を保ってお待ちいただけることが前提となる入店可能人数の目安を算出し、店舗運営を行う。
 - そのほか、入場時の検温等、有症状者の入場を防止する措置の実施や、（整列をさせる場合には）動線や列にマークを付け、視覚的に間隔を確保する等、人ととの十分な間隔を空けた整列を促すといった対応も考えられる。
- 上記の店舗運営の結果、入店できないお客さまに対しては、非対面取引

のご案内、後日の来店をお勧めすることに加え、必要に応じて、整理券の配布、予約制の導入等を柔軟に行っていく¹⁴。

- とりわけ、「三つの密（密閉、密集、密接）」の発生を回避する観点からは、インターネットバンキングのご利用をお勧めしていくことが重要である（特に自動車税・固定資産税の納付については、ペイジーなどもお勧めする）。

(4) 感染拡大防止と業務継続の両立

- 上記（3）の対策を講じたうえで、店頭における「三つの密（密閉、密集、密接）」発生の抑制による感染拡大の防止、ならびに、生活の維持や事業の継続に不可欠な業務の継続を両立させるべく、各信用組合の状況を踏まえ、必要に応じて個別の判断による支店取扱業務の検討を実施することが考えられる。
- 例えは、繁忙日を外して後日来店いただくようなお願い、あるいはお預かりしたうえでの後日処理などを実施することが考えられる。インターネットバンキングや ATM によって取扱可能な業務については、同サービスの利用をお勧めし、必要に応じて利用方法のご案内も充実させるなど、お客さまの利便が著しく低下しないよう留意するとともに、お客さまのご事情に応じて柔軟に対応することが考えられる。

(5) 各信用組合における公表

- 上記の内容を踏まえ、各信用組合で自主的に決定した店舗運営方針等については、ウェブサイトや店頭ポスター等により公表し、店頭においてもお客さまのご協力をお願いすることが考えられる。
- 併せて、インターネットバンキングや ATM で手続きが可能な取引をお客さまに広く周知するため、各信用組合においてウェブサイト等を用いて情報提供を行っていくことが考えられる。また、店頭においても、既存のポスターやチラシを用いてお客さまに説明することが考えられる。

以　　上

¹⁴ このほか、感染拡大防止策として、自治体から提供されている各地域の「通知サービス」を活用し、事前に顧客に周知することや、店頭での QR コード読み取りを奨励することも考えられる。

内閣官房「基本的対処方針に基づく対応」¹⁵から抜粋

感染防止策について

- 新型コロナウイルス感染症の感染経路は、せき、くしゃみ、会話等のときに排出される飛沫やエアロゾルの吸入、接触感染等と考えられていることから、基本的な感染対策が重要です。
- 加えて、政府及び地方公共団体が積極的・戦略的な検査と積極的疫学調査により、感染拡大の起点となっている場所や活動を特定して効果的な対策を講じること、さらに、感染状況に応じて、人流や人との接触機会を削減することが重要です。
- 基本的な感染対策とは、「三つの密」(① 密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、② 密集場所（多くの人が密集している）、③ 密接場面（互いに手を伸ばしたら手が届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件をいう。以下同じ。)の回避、「人ととの距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等をいいます。
- 「マスクの着用」については、
 - ・屋内において、他者と身体的距離（2m以上を目安）がとれない場合
 - ・屋内において、他者と距離がとれるが会話をを行う場合
 - ・屋外において他者と距離がとれず会話をを行う場合については、マスクの着用を推奨します。
- また、高齢者等との面会時や病院内など、重症化リスクの高い者と接する場合にはマスクの着用を推奨します。
- マスクは不織布マスクを推奨します。
- 屋内において他者と身体的距離がとれて会話をほとんど行わない場合は、マスク着用は必要ありません。
- 屋外において、他者と身体的距離が確保できる場合、他者と距離がとれない場合であっても会話をほとんど行わない場合は、マスクの着用は必要ありません。特に夏場については、熱中症予防の観点から、マスクを外すことを推奨します。
- また、乳幼児(小学校に上がる前の年齢)のマスクの着用には注意が必要であり、特に2歳未満では推奨されません。2歳以上の就学前の子どもについても、個々の発達の状況や体調等を踏まえる必要があることから、他者との身体的距離にかかわらず、マスク着用を一律には推奨しません。なお、本人の体調がすぐれず持続的なマスクの着用が難しい場合は、無理に着用する必要はなく、マスクを着用する場合は、保護者や周りの大人が子どもの体調に十分注意した上で着用してください。
- これまでの感染拡大期の経験や国内外の様々な研究等の知見を踏まえ、より効果的な感染防止策等を講じていきます。

¹⁵ 内閣官房「基本的対処方針に基づく対応」 別紙1の内容は、本ガイドラインの改正日時点。
最新の内容は内閣官房のウェブサイト参照。（<https://corona.go.jp/emergency/>）

感染リスクが高まる「5つの場面」

場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- 特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。



場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事に比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



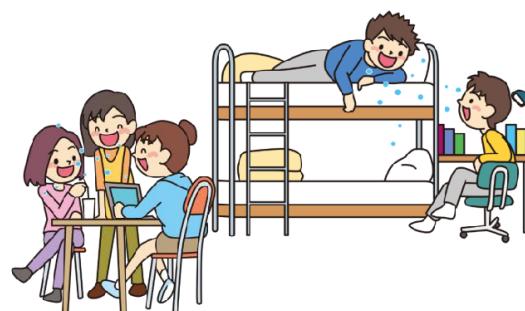
場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、昼カラオケなどでの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。



場面④ 狹い空間での共同生活

- 狹い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



場面⑤ 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることがある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。



内閣官房「新型コロナウイルス感染症対策分科会（第17回）」¹⁶資料から抜粋

効果的な換気のポイント

1. 効果的な換気（必要な換気量の確保と空気の流れの配慮）

1-1 必要な換気量の確保は感染対策の基本（必要な換気量の確保）

○機械換気による常時換気を。定期的な機械換気装置の確認やフィルタ清掃等も重要。

機械換気は強制的に換気を行うもので、2003年7月以降は住宅にも設置。通常のエアコンには換気機能がないことに留意

○機械換気が設置されていない場合、窓開け換気を行う。

2方向を窓開けると換気効果が大きい。外気条件を考慮し室内環境に配慮して換気方法を選択。室内環境の目安は、温度18°C～28°C、相対湿度40%～70%が望ましい。

○必要な換気量（一人当たり換気量30m³/時を目安）を確保するため、二酸化炭素濃度を概ね1,000ppm以下に維持（※1）。必要換気量を満たしているかを確認する方法として、二酸化炭素濃度測定器（CO₂センサー）の活用が効果的。

（※1）二酸化炭素濃度1,000ppm以下については目安であり、適切な換気や気流となっていることが重要。

○必要な換気量を確保できない場合、換気扇、扇風機、サーフィューレータのほか、HEPAフィルタ付きの空気清浄機（※2）の使用も考えられる。

（※2）高性能微粒子（HEPA）フィルタ付空気清浄機：空気中に浮遊する0.3μmの微粒子の99.97%以上を除去することが可能。空気清浄機は二酸化炭素濃度を下げるることはできることに留意。

1-2 感染を防ぐための空気の流れの作り方（空気の流れの配慮）

○十分な外気の取り入れ・排気とあわせ、空気の流れにより局所的に生じる空気のよどみを解消。

エアロゾルの発生が多いエリアから排気して、反対側から外気を取り入れると、浮遊するエアロゾルを効果的に削減することが出来る。

○空気の流れを阻害しないパーティションの設置

空気の流れを阻害する高いパーティションや天井からのカーテンなどは空気の流れに対して平行に配置し、空気の通り道を設ける。

目を覆う程度の高さのパーティションは、横の人との距離を1m程度以上確保できる場合は、3方向を塞がないようにする。

（※）ビル管理法の特定建築物に該当する事業所等については、同法に基づく対応を行う。

4

¹⁶ 内閣官房「新型コロナウイルス感染症対策分科会（第17回）」（令和4年7月14日）「感染拡大防止のための効果的な換気について」

（https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/fu/taisakusuisin/bunkakai/dai17/kanki_teigen.pdf）